

上越市少額工事等契約希望者登録申請の手引き

令和6年12月 上越市 契約検査課 工事契約係

上越市ガス水道局 総務課 契約管財係

1 少額工事等契約希望者登録制度における修繕とは

少額工事等の範囲は、1件の金額が130万円以下の工事及び修繕のうち、内容が軽易で履行の確保が容易なものです。

発注に当たっては、見積り合わせを原則とし、見積依頼業者については、少額工事等契約希望者登録名簿に登載している業者から希望順を考慮の上、選定します。ただし、登録名簿に施工可能な業者がない場合は、建設工事入札参加資格者から選定します。

※登録名簿に登載されたとしても指名や契約を約束するものではありません。

2 登録に関する事項

(1) 登録できる人及び団体

市内に本社・本店を有する法人又団体及び市内に住所を有する個人事業主

※建設業許可の有無は問いません。

(2) 登録できない人及び団体等

- ① 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- ② 上越市建設工事入札参加資格審査規程に規定する入札参加資格者名簿に登載されている人及び法人
- ③ 希望する業種の少額工事等を履行するために必要な資格又は免許等を有しない人及び団体
- ④ 本市の契約の相手方として不相当と認められる人及び団体
- ⑤ 2年目ごとに行う現況調査において登録名簿への登載を希望しない人及び団体

(3) 登録できる業種

次の業種（少額工事等契約希望者登録申請書の裏面に表示している）の中から5業種まで希望順に登録することができます。受注した工事等は、自ら履行することが原則ですので、施工できる範囲の業種にしてください。

（土木一式工事/建築一式工事/大工工事/左官工事/とび・土工・コンクリート工事/石工事/屋根工事/電気工事/管工事/タイル・レンガ・ブロック工事/鋼構造物工事/鉄筋工事/板金工事/ガラス工事/塗装工事/防水工事/内装工事/機械器具設置工事/電気通信工事/造園工事/建具工事/消防施設工事/その他工事のうち、5業種）

※少額工事の業種に含まないもの（業務委託、役務提供に該当するもの）

（例）除雪業務、草刈り業務、樹木伐採業務、カーテン販売・取付け、ブラインド販売・取付け 等

(4) 登録受付

随時受付を行っています。

(5) 登録事項の変更等

登録した事項に変更が生じた場合又は休業や廃業した場合は、少額工事等契約希望者登録変更・廃止・辞退届（第2号様式）を遅滞なく契約検査課に提出してください。

(6) 登録の取消し

名簿登録者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消します。

- ① 「2 登録に関する事項 (2) 登録できない人及び団体等」のいずれかに該当することとなった場合
- ② 倒産又は破産した場合
- ③ 受注に関し、不正又は不誠実な行為があった場合
- ④ 現況調査において、登録名簿への登載希望がなかった場合

(7) 登録名簿の公開

本制度による登録名簿は、市職員が閲覧するほか、透明性を図る観点から、登録名簿のうち、「商号又は氏名及び住所」を市のホームページ上で公開します。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

原則として、複数の業者による見積り合わせを行い、最低価格の見積金額を提示した業者と契約します。契約に当たっては、請書を提出してください。

なお、見積り合わせを辞退する場合は、見積書の提出期限までに発注課等へ連絡してください。

(2) 工事等の履行

工事等の履行は、上越市財務規則その他関係法令に基づき、信義に従い誠実に履行しなければなりません。また、受注した工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）はできません。

(3) 代金の支払

代金は、履行検査合格後の請求に基づき、30日以内に指定口座に振り込みます。

(4) 不正行為の禁止

独占禁止法、刑法その他関係法令に違反する行為が認められた場合は、契約解除及び登録の抹消を行います。

4 申請書の記入・必要書類

登録を希望する場合は、少額工事等契約希望者登録申請書に必要事項を記入の上、契約検査課（第1庁舎3階）へ持参又は郵送してください。（各区総合事務所への提出可）

提出書類
<p>●少額工事等契約希望者登録申請書（第1号様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商号又は名称 法人は、登記事項証明書の記載事項に基づき記入してください。 個人事業主は、通常使用している商号を記入してください。（商号がない場合は記入不要）
<p>● 申請・使用印 法人は、<u>印鑑登録した代表者印を使用してください。</u> 個人事業主は、実印でなくてもかまいませんが、<u>ゴム等の変形しやすいもの（ジャチハタを含む）は使用できませんのでご注意ください。</u> なお、申請書に押した印鑑は、登録期間中に提出する見積書・契約関係書類・請求書・変更等届出書に使用するものです。また、法人で、印鑑登録以外の印鑑を使用する場合は、使用印鑑届が必要となります。</p>
<p>● 登録する希望業種 申請書の裏面に記載している「工事等の種類」の中から、<u>自ら施工可能な業種</u>を選択し、表面の「◎希望業種」の欄に、<u>希望する業種順</u>に記入してください。 また、裏面には、各業種（工種）の工事例を参考に、希望業種に該当する工種に○印を付けてください。 ※法的な許可、免許又は登録がなければ施工できない業種の場合は、必ず許可証等の写しを添付してください</p>
<p>●納税証明書等市税の納税状況が確認できる書類（写） 住民税の領収印のある納付書又は市税の引落しが分かる通帳ページの写しを添付してください。（通帳の写しは、預金額等は伏せてください。）</p>
<p>●登記事項証明書等法人の代表者氏名、住所の確認ができる書類（写） …法人</p>
<p>●運転免許証、個人番号カードその他の本人の氏名及び住所の確認ができる書類（写） …個人</p>
<p>●資格、免許等を証明する書類（写）</p>
<p>●暴力団等の排除に関する誓約書</p>

提出・問合せ先

〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市 財務部 契約検査課 工事契約係
TEL：025-520-5644 FAX：025-526-6183